

令和4年度川口市立医療センター床頭台等設置運営に係るプロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、患者サービスの向上を目的とした床頭台等の設置運営について、次のとおり設置運営事業者（以下、この要項では「設置事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選考するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 川口市立医療センターにおけるテレビ及び床頭台等の設置・運営・管理
- (2) 川口市立医療センターにおけるランドリー等の設置・運営・管理

3 設置場所 川口市立医療センター施設内の各指定場所

4 設置物件 別添「床頭台等設置運営事業者募集仕様書」のとおり

5 実施形式 選定：公募型プロポーザル方式

設置許可の形式：行政財産目的外使用許可による

6 運営許可（行政財産目的外使用許可）の期間

- (1) 運営許可期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、許可期間内の運営成績が良好な場合は、別途契約する設置・運営契約に基づき、令和13年3月31日まで、単年度毎に許可の更新を可能なものとする。（7回（7か年）更新可）
- (2) 前号にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該使用許可及び設置・運営契約を取り消し又は変更するものとする。
 - ア 公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。
 - イ 許可条件に反する行為があると認められるとき。
 - ウ その他、設置運営契約に反する行為があるとき。

7 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年6月 1日（水） |
| (2) 参加申込の受付締切日 | 令和4年6月14日（火） |
| (3) 参加資格の確認結果通知 | 令和4年6月21日（火） |
| (4) 現場説明会の開催 | 令和4年6月27日（月） |
| (5) 質問受付期間 | 令和4年6月28日（火）から7月4日（月） |
| (6) 質問回答期限 | 令和4年7月11日（月） |

- (7) 企画書提出（1次選考） 令和4年7月12日（火）から7月19日（火）
- (8) 辞退届受付締切日 令和4年7月19日（火）
- (9) 1次選考結果通知 令和4年7月28日（木）
- (10) プレゼン実施（2次選考） 令和4年8月 8日（月）
- (11) デモ機設置 プレゼン実施後1～2週間程度 ※設置期間、場所は別途調整
- (12) 2次選考結果通知 令和4年9月20日（火）

8 参加要件

以下各号のとおりとする。

- (1) 許可内容を実行できる資料、信用、能力等を備えていること。
- (2) 過去5年間（平成29年度以降）に、許可病床数が400床程度の病院への導入実績があること。ただし、運営者側の一方的な都合により、履行业務の全部又は一部を果たさなかったことが判明した場合は、参加資格がないものとみなす。
- (3) 不正及び不誠実な行動がないこと。
- (4) 次の欠格要件に該当しないこと。
 - ア 川口市から指名停止措置を受けている者
 - イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
 - ウ 国税、地方税の滞納がある者
 - エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
 - オ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定により入札参加の制限を受けている者
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている者
 - キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者
 - ク 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名停除外措置の期間中でないこと。

9 公募型プロポーザル参加申込及び選定の日程

- (1) 参加意思確認について
 - ア 提出書類
 - ①プロポーザル参加申込書（様式1号）
 - ②事業者概要書（様式2号）
 - ③過去5年間（平成29年度以降）での、許可病床数が400床程度の病院の導入に係る許可書、契約書等（写）

※個人情報・法人情報保護等の関係で提出することができない場合は、マスクングしたものを提出すること

④納税証明書（写）（直近のもので発行から3か月以内のもの）

イ 提出期間 6月14日（火）まで ※必着

ウ 提出方法 「川口市立医療センター事務局 管理課 施設係あて」で郵送又は持参とする。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送とする。持参する場合は、担当あて連絡し、調整のうえ持参すること。

(2) 参加資格の確認結果通知について

ア 通知期限 令和4年6月21日（火）までに、参加の可否を通知する。

イ 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールにて通知する。

(3) 現場説明会について

ア 日 時 令和4年6月27日（月）13時10分から

イ 場 所 川口市立医療センター2階、第2会議室及び設置個所（病棟）

※参加者は2人以下とする。

※夜間入口側（防災センター）から入館し、入館受付を必ず行うこと。

※設置個所について、状況によりできない場合は、写真等で説明する。

(4) 質問及び回答について

ア 提出書類 質問書（様式3号）

イ 提出方法 「川口市立医療センター事務局 管理課 施設係あて」で郵送又はメールで提出する。（口頭、電話による質問は受け付けない。）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送又はメールとする。持参する場合は、担当あて連絡し、調整のうえ持参すること。

ウ 期 間 令和4年6月28日（火）～7月4日（月）※必着

エ 応 答 令和4年7月11日（月）までに随時川口市立医療センターHPに掲載する。

オ その他 本プロポーザルと直接関係のない質問、単なる意見表明及び今後の選定作業において公平性が損なわれる恐れがある質問等には回答しない。

(5) 参加表明後の申し込み取り消し手続き（辞退）について

ア 提出書類 辞退届（様式4号）

イ 提出期間 令和4年7月19日（火）まで※必着

ウ 提出方法 「川口市立医療センター事務局 管理課 施設係あて」に郵送又は持参とする。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送とする。持参する場合は、担当あて連絡し、調整のうえ持参すること。

(6) 1次選考（企画提案書）について

ア 提出書類 床頭台等設置運営企画提案書（2次選考の資料としても活用する）

イ 資料内容

企画提案書は以下の項目を順番どおり作成すること。

- ・会社概要
- ・導入実績一覧
- ・床頭台、収納椅子、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機の仕様及び資料（写真、図面等）
- ・メンテナンス体制、緊急時等の対応
- ・利用料金体系（テレビカード、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機）
- ・NHK 受信契約、プライバシーマーク取得状況、資金決済法上の登録状況、代替品に関する資料
- ・追加提案
- ・使用料提示額

（テレビカード売上及びランドリー売上見込額に事業者が提案する率を乗じた額を提示）

ウ 提出期間 令和4年7月12日（火）～7月19日（火）※必着

エ 提出方法 「川口市立医療センター事務局管理課施設係あて」で郵送又は持参とする。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送とする。持参する場合は、担当あて連絡し、調整のうえ持参すること。

オ 提出部数 正本1部、副本13部

提出書類の規格はA4版・縦書き・左綴じとする。ただし、A3版の資料を提出する場合は、折込みすることで可とする。

また、電子データを記録したCD-R等の電子媒体を1部提出すること。

カ 選定基準

評価項目	評価内容	配点
1. 利用料金	テレビカード、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機の設定金額	20
2. メンテナンス	メンテナンス・清掃消毒内容、頻度	15
3. 問い合わせ対応	閉院日、緊急時（災害等）等の対応 患者からの問い合わせ・苦情対応	15
4. 導入実績	当院と同等の病院への導入実績	5
5. 管理運営体制等	NHK 受信契約、Pマーク、精算の担保、 代替品の準備	20
6. 行政財産目的外使用料 に関する提案割合	提案割合の高さ ※テレビカード及びランドリーの売上額に提示する率を乗じて算出	現行 との 比較

キ 選定方法

- ① 当院職員にて構成する「川口市立医療センター床頭台等設置運営プロポーザル式事業者選定委員会」が企画提案書に基づき審査を行う。
 - ② 選定の結果、評価点の上位2者については、(7)以降の選考に参加するものとする。
 - ③ 評価点が同点となった場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。
 - ④ 提案者が2者以下であった場合、2者とも2次選考への参加を認める。
- ク 結果通知 令和4年7月28日(木)までに書面にて通知するとともに、川口市立医療センターHPに掲載する。

(7) 2次選考(プレゼンテーション)について

- ア 日時 令和4年8月8日(月) 13時10分から順次
(プレゼンテーションの順番は1次選考結果通知に記載する)
- イ 場所 川口市立医療センター2階 第2会議室
※夜間入口側(防災センター)から入館し、入館受付を必ず行うこと
- ウ プレゼンテーション
- ① 企画提案書を基に、床頭台等の提案について説明を行うこと。
 - ② 床頭台等の見本又は試作品を展示し、説明時間は準備を含め30分以内とする。その後、質疑応答の時間を設ける(全体で最大1時間程度を想定)。
 - ③ プレゼンテーション参加者は2人以下とする。
- エ 床頭台等の見本又は試作品の提出(デモンストレーション)
- ① 提出物件 双方協議のうえ、決定する。
 - ② 設置期間 プレゼン終了後、1~2週間程度の期間。
 - ③ 留意事項 設置、返却時期及び設置個所等については、双方協議のうえ、決定する。

オ 選定基準

評価項目	評価内容	配点
1. 床頭台	大きさ、収納容量、機動性・安定性、デザイン	40
2. 収納椅子	大きさ、収納容量、機動性・安定性、デザイン	20
3. テレビ	大きさ・見やすさ、取付方式、イヤホン端子の位置、デザイン	20
4. 冷蔵庫	大きさ、収納容量、開閉方式、デザイン	20
5. 緊急時対応	故障等緊急時アクシデント対応の準備	25
6. 追加提案	追加提案内容	10
7. その他	その他総合評価	10
8. 行政財産目的外使用料に関する提案割合	提案割合の高さ ※テレビカード及びランドリーの売上額に提示する率を乗じて算出	現行との比較

カ 選定方法

- ① 当院職員にて構成する「川口市立医療センター床頭台等設置運営プロポーザル式事業者選定委員会」が企画提案書、プレゼンテーション、デモンストレーションの内容に基づき審査を行う。
- ② 選定の結果、評価点の最も高い者と本事業実施の詳細に関する協議を行う。その者と協議が整わなかった場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- ③ 評価点が同点となった場合は、選定委員会の多数決により順位を決定する。

キ 結果通知 令和4年9月20日(火)までに2次選考参加者に書面にて通知するとともに、川口市立医療センターHPに掲載する。

(8) 選定の取り消しについて

- ア 設置事業者の選定後、提出書類及び提案説明書に虚偽があった場合、また仕様を満たしていないことが判明した場合は、選定を取り消す場合がある。
- イ 倒産等により履行することができなかった場合は、選定を取り消す場合がある。
- ウ ア、イにより取り消しとなった場合は、次点の候補者を設置事業者として選定する。

10 その他

- (1) 提出された書類は原則返却しない。
- (2) 提出された書類は、今回の川口市立医療センター床頭台等設置運営事業者選考以外には利用しないものとする。
- (3) 書類の内容について、確認、問い合わせを行う場合がある。
- (4) 企画提案書類の作成、提出に要する費用等は設置事業者の負担とする。
- (5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (6) 原則として、書類提出後の記載内容の追加及び変更は認めない。
- (7) 提出された書類は、川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (8) 選定された設置事業者は、使用許可財産を転貸、使用权の譲渡をしてはならない。
- (9) 本要項に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

11 問い合わせ先

- (1) 担当部署 川口市立医療センター事務局 管理課 施設係
- (2) 住 所 川口市西新井宿180番地
- (3) 電話番号 048-287-2525 (代表)
- (4) FAX 番号 048-280-1528
- (5) アドレス 170.02000@city.kawaguchi.saitama.jp